

バーゼル銀行監督委員会

日中流動性管理のためのモニタリング指標

2013年4月

目次

I.	はじめに	1
II.	定義及び日中流動性の調達源と利用	3
A.	定義	3
B.	日中流動性の調達源と利用	4
III.	日中流動性モニタリング指標	5
A.	全ての銀行に適用されるモニタリング指標	6
B.	コルレス銀行サービスを提供している銀行に適用されるモニタリング指標	9
C.	直接参加者に適用されるモニタリング指標	9
IV.	日中流動性ストレスシナリオ	9
	ストレスシナリオ	10
	ストレスシナリオの適用	11
V.	適用範囲	12
VI.	実施開始日及び報告頻度	15
	付録 1: モニタリング指標の実例	16
	付録 2: 報告書式例	19
	付録 3: 指標の組み合わせ	22

I. はじめに

1. 日中流動性リスクの管理は、銀行の全般的な流動性リスク管理の枠組みの重要な要素を構成する。2008年9月に、バーゼル銀行監督委員会¹(以下、「バーゼル委」)は、流動性リスク及び担保の管理に関する銀行向けの指針を定めた、「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」(以下、「健全性諸原則」)を公表した。健全性諸原則の原則8は日中流動性に特に焦点を当てており、以下のように規定している。

「銀行は、日中流動性ポジションとリスクを能動的に管理し、平常時においてもストレス状況下においても支払・決済債務を適時に履行することによって、支払・決済システムの円滑な運行に貢献すべきである。」

2. 原則8は日中流動性リスク管理のため、銀行の戦略に含まれるべき6つの業務上の要素を明らかにしている。

- (i) 銀行は、一日に見込まれる流動性の流出入をグロスベースで測定し、可能であればそれらの資金フローの日中のタイミングを予想し、日中の複数時点においてどの程度の幅のネット資金不足が生じうるかについて見通しを立てることができるべきである。
- (ii) 銀行は、予想される業務活動及び利用可能資金(預金残高、未使用の日中与信枠及び利用可能な担保)と対比しながら、日中流動性ポジションをモニターできるべきである。
- (iii) 銀行は、日中流動性管理の目標を達成するため、十分な日中資金を調達できるように取り計らうべきである。
- (iv) 銀行は、担保として用いる資産を管理し、日中資金を調達するために必要であれば直ちに使用することができるべきである。
- (v) 銀行は、日中流動性管理の目的に沿って流動性アウトフローのタイミングを確実に管理する能力を有するべきである。
- (vi) 銀行は、日中流動性フローの予期せぬ支障に対応できる体制を整えておくべきである。

¹ バーゼル銀行監督委員会は、G10 諸国の中央銀行総裁会議により1975年に設立された銀行監督当局の委員会である。委員会は、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の銀行監督当局並びに中央銀行の上席代表者により構成される。当委員会は通常、常設事務局が設けられている国際決済銀行(スイスのバーゼルに所在)において開催される。

3. 2013年1月に、バーゼル委は、グローバルな流動性規制を強化するためのバーゼル委による主な改革の一つを示した、「バーゼル III: 流動性カバレッジ比率と流動性リスクモニタリング指標」を公表した。流動性カバレッジ比率(LCR)は、銀行の流動性リスクプロファイルに係る短期の強靭性を促進するために策定されたが、その水準調整において日中流動性を勘案していない²。

4. バーゼル委は、支払・決済システム委員会³(以下、「CPSS」)と協議しつつ、銀行の日中流動性リスク及び、平常時とストレス状況下の双方において支払・決済債務を適時に履行する銀行の能力を銀行監督当局がモニターするための定量的指標を開発してきた。モニタリング指標は、健全性諸原則における定性的な指針を補完するものである。

5. 銀行の日中流動性リスクの管理と支払・決済システム⁴の円滑な運行との密接な関係を考慮すれば、これらの指標は、中央銀行や支払・決済システムのオーバーサイトを行うその他の当局(オーバーサイト主体)にとっても有益である。モニタリング指標の導入が、銀行の支払行動のモニタリングにおける、銀行監督当局とオーバーサイト主体間の一層緊密な協力関係につながることを期待される。

6. **重要な点は、指標はモニタリング目的のみで導入されるもの、ということである。国際的に活動する銀行は、この指標を導入することが求められる。**本指標は、その他の銀行にとっても、健全な流動性管理実務を促進するために有用かもしれない。それは、銀行が大口決済システム(以下、「LVPS」⁵)の直接参加者⁶である場合でも、

² 「銀行及び監督当局は、LCR で想定するストレスが、予期されたあるいは想定外の日中流動性のニーズをカバーしていないことに留意すべきである」(「バーゼル III: 流動性カバレッジ比率と流動性リスクモニタリング指標」(2013年1月)のパラグラフ41 参照)。

³ 支払・決済システム委員会は、中央銀行が、支払・決済の仕組みや、クロスボーダーまたは多通貨決済スキームの動向についてモニタリング及び分析を行うためのフォーラムである。本委員会は支払・決済システム担当の中央銀行の上席代表者により構成される。事務局は、国際決済銀行内に置かれている。

⁴ 本文書において「支払・決済システム」は、支払システム及び証券とデリバティブの清算・決済システム(中央清算機関を含む)を指す。

⁵ LVPS は、通常、大口かつ優先的な支払を扱う資金移動システムである。リテール資金決済システムとは対照的に、多くの LVPS は、中央銀行により運営されており、RTGS やこれに相当する仕組みを使用している。(CPSS/IOSCO:「金融市場インフラのための原則」(2012年4月)セクション1.10 参照)。

⁶ 直接参加者とは、仲介者を介することなく取引を決済できる大口決済システムの参加者を意味する。直接参加者でなければ、参加者は、特定の取引の決済を代行する直接参加者(コルレス銀行)のサービスを利用する必要があるだろう。銀行は、大口決済システムにおいては直接参加者でありながら、特定の支払、例えば周辺システム向けの支払の決済のためにコルレス銀行を利用することがある(脚注10 参照)。

また、コルレス銀行を通じて支払・決済を行っている場合でも当てはまる。各国の監督当局は、自国の法域における国際的に活動する銀行以外の銀行への本指標の適用範囲を決定する⁷。

7. 銀行の経営陣は、流動性リスク管理の責任の一貫として、指標に関するモニタリングデータを収集し、監督当局に提出する責任を有することになる⁸。銀行は、これらのデータを収集するため、支払・決済システムの運行者やコルレス銀行を含むカウンターパーティーと緊密に連絡をとる必要があるかもしれない。しかしながら、銀行と監督当局はこれらの報告内容を開示する必要はない。開示は本モニタリング指標の意図するものではない。

8. 本文書は以下のセクションから成る。

- 日中流動性及び日中流動性リスクの定義、銀行の日中流動性の調達源と利用を構成する要素(セクションⅡ)
- 日中流動性モニタリング指標の詳細(セクションⅢ)
- 日中流動性ストレスシナリオ(セクションⅣ)
- 指標の適用範囲(セクションⅤ)
- 実施開始日及び報告頻度(セクションⅥ)

II. 定義及び日中流動性の調達源と利用

A. 定義

9. 本文書中においては、用語の定義を次のように定める。

- 日中流動性: 営業時間中にアクセスでき、一般的に銀行による即時支払が行えるように用いられる資金⁹
- 営業時間: 銀行が現地法域で受払いを行うことのできる LVPS または コルレス銀行サービスの稼働時間
- 日中流動性リスク: 銀行が適切な日中流動性管理に失敗するリスク。例えば、適時の支払債務の履行ができないことによって、自行及びカウンターパーティーの流動性ポジションに影響を与えるリスク
- 時限性のある決済債務: 日中の特定時刻に決済されなければならない債務

⁷ 本文書を通じて、モニタリング指標の対象銀行(明確化のため「報告銀行」といった表現が使われている箇所もある)と言及する場合、本パラグラフに規定される適用範囲と同様である。

⁸ ある法域において監督当局との合意があれば、国内の関係するオーバーサイト主体(例:支払システムのオーバーサイト主体)が、銀行監督当局の代わりに、モニタリングデータを徴求することができる。

⁹ CPSS:「支払・決済システムに関する用語集」(2003年3月)

または日中の一定時間までに決済が期待される債務

B. 日中流動性の調達源と利用

10. 銀行の日中流動性の調達源と利用を構成する主な要素は以下の通りである¹⁰(以下のリストは網羅的なものではない)。

(i) 調達源

自己調達源

- 中央銀行準備預金
- 中央銀行または周辺システム¹¹に差し入れられており、日中自由に資金化可能な担保
- 日中自由に資金化可能な、処分上制約を受けないバランスシート上の資産
- 日中利用可能な、有担保・無担保のコミットメント付き・アンコミのクレジットライン¹²
- 日中決済に使用可能な他の銀行に預けている残高

他の調達源

- 他の LVPS 参加者から受ける支払
- 周辺システムから受ける支払
- コルレス銀行サービスを通じて受ける支払

(ii) 利用

- 他の LVPS 参加者に対して履行される支払
- 周辺システムに対して履行される支払¹³
- コルレス銀行サービスを通じて履行される支払

¹⁰ 日中流動性プロファイルは銀行間で異なるため、全ての要素が全銀行に当てはまる訳ではない(例えば、銀行が支払・決済システムに直接または間接的にアクセスしているかどうか、銀行がコルレス銀行サービスを提供しているかどうか、他の銀行に日中クレジットファシリティを提供しているかどうかによって日中流動性リスクプロファイルは異なる)。

¹¹ 周辺システムは、リテール決済システム、CLS、証券決済システム、中央清算機関のような他の決済システムを含む。

¹² アンコミのクレジットラインはストレス状況下においては撤回され得るが(セクションIVのストレスシナリオ(i)参照)、平常時においては利用可能な日中流動性調達源である。

¹³ いくつかの証券決済システムは中央銀行と協力して自動担保化機能を提供している。これにより参加者は、決済プロセスで受け取る証券を、中央銀行に担保として自動的に差し入れて証券決済システムの債務履行のための流動性調達に充当することができる。この場合において、日中流動性が必要となるのは中央銀行によって適用されるヘアカットに関する部分だけである。

- 日中供与した有担保・無担保のコミットメント付き・アンコミのクレジットライン
- 支払・決済システムの不払い等に関連した偶発的な支払(例えば、緊急流動性供給)

11. コルレス銀行業務においては、顧客の支払が同じコルレス銀行の他の顧客の口座への振替で完了することもある。こうした支払は、支払・決済システムの中で処理されないため、コルレス銀行にとって日中流動性の調達や利用に関する問題は生じない。しかし、これらの「(コルレス銀行の)内部での支払」は、受払双方の顧客銀行の日中流動性に影響を及ぼすものであり、モニタリング指標の報告に組み込まれなければならない。

III. 日中流動性モニタリング指標

12. 支払・決済システムにおける銀行の日中流動性の利用及び日中流動性ショックへの脆弱性は、多くの要因によって影響を受ける。すなわち、単一の指標では、日中流動性リスクを特定または管理するための十分な情報を監督当局に提供できない。このため7つの指標が考案された(表1参照)。全ての指標が全ての銀行に関連する訳ではないため、これらの指標はその適用可能性から、以下の3つのグループに分類される。

- カテゴリーA: 全ての銀行に適用
- カテゴリーB: コルレス銀行サービスを提供している銀行に適用
- カテゴリーC: 直接参加者である銀行に適用

表1
モニタリング指標一覧

全ての銀行に適用

- A(i)日中流動性の利用の日次最大値
- A(ii)営業開始時に利用可能な日中流動性
- A(iii)資金受払の総額
- A(iv)時限性のある決済債務

コルレス銀行サービスを提供している銀行に適用

- B(i)コルレス銀行業務の顧客に代わって決済する支払額
- B(ii)顧客に供与している日中クレジットライン

直接参加者である銀行に適用

- C(i)日中の決済進捗
-

A. 全ての銀行に適用されるモニタリング指標

(i) 日中流動性の利用の日次最大値

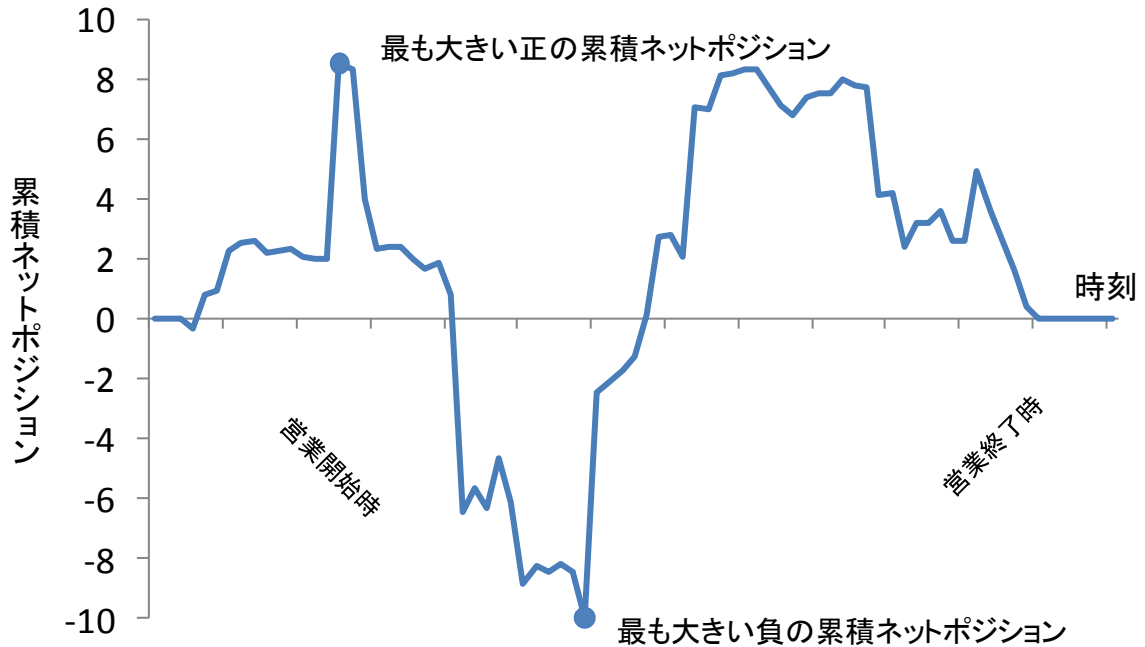
13. 監督当局は、本指標を用いて、平常時における銀行の日中流動性の利用をモニターする。銀行は、(直接参加者ならば)中央銀行の決済口座、またはコルレス先の口座(複数のコルレス銀行を支払・決済のために利用しているならば、複数のコルレス先の口座)における日中の全ての受払いのネットの残高をモニターする必要がある。営業時間中における、口座上最も大きい負のネットポジション、即ち支払額から受取額を差し引いた累積差額の最大値が銀行の流動性利用の日次最大値となる。ネットポジションは、取引毎のデータを記した決済時刻スタンプ(もしくはそれ同等のもの)で計算されるべきである。最も大きい負のネット残高は営業時間終了後に計算すればよく、一日を通してリアルタイムにモニタリングする必要はない。

14. あくまでも例示としてであるが、図1は指標の計算結果を示している。正の累積ネットポジションは、その日のある時点において、銀行が支払いよりもより多くの額を受け取ったことを示している。反対に、負の累積ネットポジションは、銀行が受取りよりもより多くの額を支払ったことを示している¹⁴。直接参加者にとっては、ネットポジションは中央銀行当座預金の営業開始時の残高からの変化である。一つまたは複数のコルレス銀行を利用している銀行にとっては、ネットポジションはコルレス銀行にある(一つまたは複数の)口座の営業開始時の残高からの変化である。

¹⁴ 累積ネットポジションの算出にあたっては、「受取額」には中央銀行の日中流動性ファシリティを通じて得られた資金を含まない。

図 1

日中流動性の利用の日次最大値



15. 銀行が日中のある時点で負のネットポジションを抱えていれば、日中流動性を調達する必要があるだろう。銀行がその日に最低限確保すべき利用可能な日中流動性は、当該銀行が抱える最も大きい負のネットポジションと同額である(上の図においては、日中流動性の利用は 10 単位である)。

16. 反対に、銀行が日中のある時点で正の累積ネットポジションを抱えている時には、日中流動性債務の履行に充当できる余剰流動性を有することになる。本ポジションが生じるのは、他の LVPS 参加者から受け取る額を見合いに銀行が支払原資を調達していることが理由かもしれない(上の図においては、最も大きい正の累積ネットポジションは 8.6 単位である)。

17. 銀行は、報告期間中における負の累積ネットポジションの日次最大値の上位 3 位及び平均値を報告しなくてはならない。また、正の累積ネットポジションの最大値及び平均値も報告しなくてはならない。報告データが蓄積されるにつれ、監督当局は、平常時における銀行の日中流動性の利用状況について理解を得るだろう。

(ii) 営業開始時に利用可能な日中流動性

18. 監督当局は、本指標を用いて、銀行が平常時の日中流動性の需要を満たす

ために、営業開始時点で保有する利用可能な日中流動性の総額をモニターする。銀行は、各営業日の初めに利用可能な日中流動性の総額につき、報告期間中における下位 3 位の値、及び平均値の両方を報告しなくてはならない。また、流動性調達源を構成要素毎に報告しなければならない。

19. セクション II B に示した流動性調達源の区分を参考に、銀行は本指標の算出に含める流動性調達源について当該監督当局と協議し、合意すべきである。銀行が通貨またはシステムを跨ぐ形で担保を管理している場合、日中流動性として利用する通貨建てではない流動性調達源または他国所在の流動性調達源は、銀行が必要とするシステムに担保を日中自由に移転可能であることを監督当局に対して十分説得的に示す限りにおいて、指標の算出に含めてもよい。

20. 報告データが蓄積されるにつれ、監督当局は、銀行が平常時の支払・決済債務を満たすために保有している利用可能な日中流動性の総量について理解を得るだろう。

(iii) 資金受払の総額

21. 監督当局は、本指標を用いて、銀行の支払業務の全体的な規模をモニターする。報告期間における各営業日につき、銀行は、LVPS または、適切な場合には、コルレス先の口座を通してなされた支払総額及び受取総額を計算しなくてはならない。銀行は支払総額及び受取総額の両方につき、報告期間中における上位 3 位の値、及び平均値を報告しなければならない。

(iv) 時限性のある決済債務

22. 監督当局は、本指標を用いて、銀行の時限性のある決済債務¹⁵について一層の理解を得る。こうした債務を時限通り決済できないことは、金銭上のペナルティ、風評による銀行への損害、将来にわたる顧客の喪失といった結果をもたらす得る。

23. 銀行は日々の時限性のある決済債務の総額を計算し、報告期間中における総額の上位 3 位の値、及び平均値を報告しなければならない。これによって監督当局は銀行の時限性のある決済債務の規模について理解を得ることができる。

¹⁵ これらの債務には、例えば、日中の履行期限が特定されている支払、他の支払・決済システムのポジションを決済するために行う支払、短期金融市場取引に係る受払やマージンの支払など市場業務に関連する支払及び銀行の業務上又は風評上の観点から重要性が認められるその他の支払が含まれる(健全性諸原則 脚注 9 参照)。上記の例には、周辺システムにおける決済の履行や CLS のペイン、オーバーナイトローンの返済も含まれる。本指標の目的上、決済進捗に関する指針を満たすための支払は、時限性のある決済債務とはみなさない。

B. コルレス銀行サービスを提供している銀行に適用されるモニタリング指標

(i) コルレス銀行業務の顧客に代わって決済する支払額¹⁶

24. 監督当局は、本指標を用いて、コルレス銀行サービスの提供から生じる支払フローの規模について理解を得る。これら支払フローはコルレス銀行自身の日中流動性管理に重大な影響を与えるかもしれない¹⁷。

25. コルレス銀行は、コルレス銀行サービスにおける全ての顧客に代わって決済する日次の支払の総額を計算し、報告期間中における上位 3 位の値、及び平均値を報告しなくてはならない。

(ii) 顧客に供与している日中クレジットライン¹⁸

26. 監督当局は、本指標を用いて、コルレス銀行が顧客に供与している日中クレジットラインの規模をモニターする。コルレス銀行は、全ての顧客に供与している日中クレジットラインの日次総額と、このうち担保のあるもの、コミットされているもの、ピーク時の実際の利用額を合わせて、報告期間中における上位 3 位の値、を報告しなければならない¹⁹。

C. 直接参加者に適用されるモニタリング指標

(i) 日中の決済進捗

27. 監督当局は、本指標を用いて、直接参加者による決済口座を通じた日中の支払活動の進捗をモニターする。LVPS の直接参加者は、日中の特定の時刻までに決済される支払について、一時間毎の進捗率（総支払対比、金額ベース）の報告期間中における日次平均を報告しなければならない²⁰。こうしたモニタリングを続けることで、監督当局は、銀行の支払・決済行動の変化を捉えることが可能になる。

IV. 日中流動性ストレスシナリオ

28. セクションⅢで述べた指標により、銀行監督当局は平常時における銀行の日中流動性プロファイルについての情報が得られる。しかしながら、日中流動性の利用

¹⁶ 「顧客」という用語はコルレス銀行がコルレス銀行サービスを提供している全てのエンティティを含む。

¹⁷ 「銀行のグロスベースの現金流出入は不確実である。不確実性の一因は現金のフローが顧客の活動から生じるという点にあり、銀行がコルレス・サービスやカストディアン・サービスを提供している場合は特にこの要因が顕著となる」(健全性諸原則パラグラフ 79 参照)

¹⁸ 脚注 10 参照

¹⁹ 上位 3 位として銀行が報告すべき顧客に供与しているクレジットラインの総額には、アンコミ及び担保がないものも含まれる。これらのクレジットラインを開示しても、その法的性質は変わらない。

²⁰ 日中の決済進捗に関するルールまたはガイドラインが既に導入されている国もある。

可能性や利用状況はストレス状況下において著しく変わり得る。流動性管理全般に亘る協議の中で、銀行及び監督当局は、ストレス状況下における銀行の所要日中流動性への影響を考慮しなければならない。説明上、以下では 4 つの起こり得るストレスシナリオ(網羅的ではない)を特定し、説明する²¹。銀行は、どのストレスシナリオが各銀行個別の状況、ビジネスモデルに関連するかについて監督当局と決定しなければならない。

29. 銀行は、ストレスシナリオがモニタリング指標に与える影響について定期的に監督当局に報告する必要はない。銀行は、ストレスシナリオを利用して、平常時における日中流動性プロファイルがストレス状況下においてどのように変化するかを検証し、そしてコンティンジェンシー・ファンディング・プラン(CFP)または広範な日中流動性管理の枠組みを用いて、ストレスによる悪影響にどのように対処するかについて監督当局と議論すべきである。

ストレスシナリオ

(i) **自行に対する金融上のストレス: 自行が被る、または被っていると周囲から受け止められる、ストレス事象**

30. 直接参加者にとって、自行に対する金融上のストレスまたは業務運営上のストレスは、カウンターパーティーによる支払の遅延または日中クレジットラインの撤回に繋がりが得る。このことにより、銀行は、自身の支払の遅延を余儀なくされることを回避するために、自身の日中流動性の調達源を活用してより多くの支払を行う必要が生じ得る。

31. コルレス銀行利用行にとって、自行の金融上のストレスは、コルレス銀行による日中クレジットライン供与の撤回及び/またはカウンターパーティーによる支払の遅延に繋がりが得る。これにより、コルレス銀行利用行には支払資金を事前に準備しておく、または日中クレジットラインの担保を差し入れる必要が生じ得る。

(ii) **カウンターパーティーに対するストレス: 主要なカウンターパーティーが支払を履行できない日中のストレス事象**

32. カウンターパーティーに対するストレスによって、直接参加者及びコルレス銀行利用行は、ストレス状況下にあるカウンターパーティーからの受取資金に依存できなくなるかもしれない。この結果、カウンターパーティーからの支払の受取りを調達源

²¹ 銀行はリバースストレスシナリオや他のストレスシナリオ(例えば自然災害の影響や、通貨危機などを適宜考慮することが推奨される。加えて、銀行は日中流動性リスク選好及びコンティンジェンシー・ファンディング・プラン(CFP)を示すためにこれらのストレステストシナリオを利用すべきである。

とする日中流動性の利用可能額が減少する可能性がある。

(iii) **顧客銀行に対するストレス:コルレス銀行の顧客銀行が被るストレス事象**

33. 顧客銀行に対するストレスによって、他の銀行は当該顧客銀行に対する支払を遅らせる可能性がある。この結果、コルレス銀行での日中流動性の更なる喪失につながる可能性がある。

(iv) **市場全体の信用・流動性ストレス**

34. 市場全体の信用・流動性ストレスは、銀行が所要日中流動性を満たすために保有する流動資産の価値に悪影響をもたらす可能性がある。銀行が保有する処分制約のない流動資産の市場価格または信用格付の広範な下落は、中央銀行から日中流動性を調達する能力を制約する可能性がある。最も悪いシナリオでは、大幅な格下げによりこれらの資産が中央銀行の日中流動性ファシリティの適格基準を満たさなくなるかもしれない。

35. コルレス銀行利用行にとって、処分制約のない流動資産の市場価格または信用格付の広範な下落は、コルレス銀行から日中流動性を調達する能力を制約する可能性がある。

36. 通貨を跨って日中流動性を管理する銀行は、通貨間のスワップ市場の閉鎖または事務処理上の問題、及び複数のシステムにおけるストレスの同時発生が日中流動性に与える影響を考慮すべきである。

ストレスシナリオの適用

37. 自行に対する金融上のストレス及びカウンターパーティーに対するストレスについて、全ての銀行は、日中流動性の利用の日次最大値、営業開始時に利用可能な日中流動性、資金受払の総額、時限性のある決済債務に対し、当該ストレスシナリオが与え得る影響を考慮しなければならない。

38. 顧客銀行に対するストレスシナリオについて、コルレス銀行サービスを提供している銀行は、顧客に代わって決済する支払額及び顧客に供与している日中クレジットラインに対し、当該ストレスシナリオが与え得る影響を考慮しなければならない。

39. 市場全体のストレスについて、全ての銀行は、営業開始時に利用可能な日中流動性の調達源に対し、当該ストレスシナリオが与え得る影響を考慮しなければならない。

40. 各モニタリング指標は、それ自体で意味を持つものであるが、指標が提供する情報を組み合わせることで、監督当局は銀行の日中流動性ショックに対する強靱性に係る包括的な理解を得ることができる。銀行の日中流動性リスクに対する強靱性を評価するために、銀行監督当局がどのように異なる指標を組み合わせる使用が可能かは付録3にて例示されている。

V. 適用範囲

41. 銀行は日中流動性リスクを通貨別かつ決済システム別に管理するのが一般的であるが、その実務は、銀行の組織体系や銀行が業務に利用する決済システムの特徴に応じて、銀行や国により異なると認識されている。以下における検討は、銀行及び監督当局が最も適切な指標の適用方法を決定するための一助となることを目的としている。適用範囲について更なる明確化が必要ならば、銀行は監督当局と協議すべきである。

(i) システム

42. LVPS の直接参加者である銀行は多様な方法で日中流動性を管理している。一部の銀行はシステム別に支払・決済活動を管理している。また、別の銀行は、LVPS間で余剰流動性を制限なく移転できる、直結された日中流動性「ブリッジ」²²を利用している。他にも、あるシステムから他のシステムに資金を移転する制度化された取り決めが存在する(例えば、外貨流動性を国内システムの担保として用いることの合意)。

43. こうした手法の違いを包含するため、直接参加者はモニタリング指標の報告の適切な土台を決定するに際して「ボトムアップ」手法を適用すべきである。銀行が従うべき原則は以下の通りである。

- 個々の銀行は、自身が参加する LVPS 毎にモニタリング指標を報告することが基本形である。
- 2つ以上の LVPS 間において直結された即時の技術的な流動性ブリッジが存在する場合、それらのシステムにおける日中流動性は代替可能と看做される可能性がある。少なくとも、ブリッジによって繋がっている LVPS の1つは、指標の目的上、周辺システムとして看做される可能性がある。
- 直結された技術的な流動性ブリッジを有しない LVPS 間において、銀行が常

²² 直結された日中流動性ブリッジは、銀行が日中あるシステムから他のシステムに直接、資金を移動することを可能にする、2つ以上の LVPS 間に設けられた技術的な機能である。

にポジションをモニターしていること及び、日中の流動性移転のために他の制度化された取り決めを利用していることを監督当局に十分説得的に示すことが可能であれば、これらの LVPS も報告の目的上、周辺システムとして看做される可能性がある。

44. 周辺システム(例えば、リテール支払システム、CLS、一部の証券決済システム、中央清算機関)は、LVPS において債務を決済する場合に、銀行の日中流動性需要を発生させる。従って、こうした周辺システムのための独立した報告は必要ないことになる。

45. コルレス銀行サービスの利用行は、コルレス銀行口座を通じた支払・決済活動について報告を行うべきである。複数のコルレス銀行を利用している場合は、それぞれについて報告しなければならない。複数のコルレス銀行を通して間接的に LVPS に参加している銀行について、当該銀行が流動性をコルレス銀行間で移転可能であることを監督当局に十分説得的に示すことが可能ならば、合算して報告することが可能である。

46. LVPS の直接参加者であって、コルレス銀行も利用している銀行は、それらを合算して報告することが可能かどうかについて、監督当局と話し合うべきである。LVPS で直接行う支払及びコルレス銀行を通じた支払の法域及び通貨が同一であれば合算するのが適切かもしれない。

(ii) 通貨

47. 日中流動性を通貨別に管理している銀行は、個々の通貨別に報告すべきである。

48. 通貨を跨いで流動性を管理しており、深刻なストレス期間も含めて最小限の遅延で日中に資金移動できることを、銀行が監督当局に対し十分説得的に示すことができるならば、日中流動性ポジションは通貨を跨いで合算して報告してもよい。しかし、銀行は、為替スワップ市場への依存状況について監督当局がモニターできるよう、個々の通貨レベルでも報告すべきである。

49. 特定の通貨における銀行の支払・決済活動の水準が監督当局との合意により僅少(de minimis)と認められる場合には²³、報告免除が適用され、当該通貨のみを

²³ 一つの目安として、監督当局は、ある通貨建ての負債の合計金額が銀行の負債全体の 5%以上の場合、当該通貨は主要と考えるだろう(2013 年 1 月「バーゼル III: 流動性カバレッジ比率と流動性リ

対象とした報告書を提出する必要はない。

(iii) 組織体制

50. 日中流動性データの報告のための適切な組織単位は監督当局によって決められるべきであるが、典型的には重要な個々の法人レベルでモニタリング指標を適用することが期待される。適切な報告主体の決定に際しては、グループ内の法人間での日中流動性の移転に係る潜在的な障害、例えば、流動資産を囲い込むための監督当局の権能、時差、及び担保移転に係る事務上の制約等を考慮すべきである。

51. 2 者以上の法人間における日中流動性の移転への障害または制約が存在せず、銀行がこのことを監督当局に対し十分説得的に示すことができる場合、これら法人の所要日中流動性は、報告の目的上、合算してもよい。

(iv) 母国当局及び現地当局の責任

52. クロスボーダー銀行グループの銀行が、本社所在地法域外にある LVPS またはコルレス銀行を利用する場合は、母国及び現地の監督当局の双方は、当該銀行が現地の LVPS またはコルレス銀行における債務履行のために十分な日中流動性を確保することに関心を有する²⁴。母国当局と現地当局間における責任の分担は、最終的には自国管轄外における銀行業務が支店形態で行われているか、子会社形態で行われているかに依存する。

支店

- 母国(の連結ベースの)監督当局は、銀行グループが活動する全ての国及び通貨における支払・決済債務の履行を、データの収集及び検証を通じてモニターする責任を有する。従って、母国当局は、当該銀行グループから、国内及び国外の支払・決済債務をカバーする、日中流動性に関する全ての情報の報告を受けるオプションを有するべきである。
- 現地当局は、管轄内の外国銀行支店に対して、有意性に応じて日中流動性指標の報告を求めるオプションを有するべきである。

スクモニタリング指標」パラグラフ 211 参照)。

²⁴ 健全性諸原則のパラグラフ 145 には以下のように述べられている。「現地当局は、グループの流動性プロファイルが現地国の拠点のリスクにどのような影響を与えるかを把握する必要があり、母国当局は、国外支店又は子会社が銀行グループ全体に大きなリスクを及ぼすケースについて情報を必要とする」

国外の LVPS または コルレス銀行を利用する子会社

- 現地当局は、子会社の日中流動性の関連データの受領について一義的な責任を有するべきである。
- 親銀行の監督当局(母国の連結ベースの監督当局)は、国外子会社が全ての支払・決済債務を履行する上で十分な日中流動性を有していることを確保することに関心を有する。従って、適切な場合には、母国当局は国外子会社に対して、日中流動性データを報告することを求めるオプションを有するべきである。

VI. 実施開始日及び報告頻度

53. 日中流動性モニタリング指標の報告は、LCR の報告義務の実施と同様、2015 年 1 月 1 日から月次で開始する。

54. 報告様式のテンプレートは付録 2 を参照されたい。既に述べたように、指標は国際的に活動する銀行に適用される。その他の銀行に適用すべきかどうかは各国の監督当局が決定することになる。また、銀行は適用範囲及び母国当局と現地当局への報告方法について監督当局と合意すべきである²⁵。

55. 顧客銀行が、コルレス銀行からのデータ入手の制約上、上記の報告開始期限を守ることができない場合、監督当局よりフェーズイン実施の考慮がなされ得る(2017 年 1 月 1 日以前が望ましい)。

²⁵ 母国当局と現地当局の協力が必要な場合もあるだろう。

付録 1

モニタリング指標の実例

以下では、銀行のある一日の流動性の動きについて指標がどのように機能するかを例示する。ある日の銀行の支払プロファイル及び流動性利用は以下のとおりであると仮定する。

時間	支払	受取	ネット
07:00	支払 A: 450		-450
07:58		200	-250
08:55	支払 B: 100		-350
10:00	支払 C: 200		<u>-550</u>
10:45		400	-150
11:59		300	+150
13:00	支払 D: 300		-150
13:45		350	<u>+200</u>
15:00	支払 E: 250		-50
15:32	支払 F: 100		-150
17:00		150	0

1. 直接参加者

銀行の支払プロファイルの詳細は以下のとおり

支払 A: 450

支払 B: 100—周辺システムにおける決済

支払 C: 200—午前 10 時までに決済すべき支払

支払 D: 300—供与している 500 単位の無担保クレジットラインの一部を利用してカウンターパーティーに代わって決済

支払 E: 250

支払 F: 100

銀行は 300 単位の中銀預金及び 500 単位の適格担保を有する。

A (i). 日中流動性の利用の日次最大値

最も大きい負の累積ネットポジション: 550 単位

最も大きい正の累積ネットポジション: 200 単位

A (ii). 営業開始時に利用可能な日中流動性

中銀預金 300 単位+適格担保 500 単位(通常中銀に差し入れ)=800 単位

A (iii). 資金受払の総額
支払総額: $450+100+200+300+250+100=1400$ 単位
受取総額: $200+400+300+350+150=1400$ 単位

A (iv). 時限性のある決済債務
200+周辺システムにおける支払額(100)=300 単位

B (i). 顧客に代わって決済する支払額
300 単位

B (ii). 顧客に供与している日中クレジットライン
日中クレジットライン供与額: 500 単位
クレジットライン利用額: 300 単位

C (i). 日中の決済進捗

時間	累積支払	進捗率(%)
08:00	450	32.14
09:00	550	39.29
10:00	750	53.57
11:00	750	53.57
12:00	750	53.57
13:00	1050	75.00
14:00	1050	75.00
15:00	1300	92.86
16:00	1400	100.00
17:00	1400	100.00
18:00	1400	100.00

2. コルレス銀行利用行

銀行の支払プロファイルの詳細は以下のとおり

支払 A: 450

支払 B: 100

支払 C: 200—午前 10 時までに決済すべき支払

支払 D: 300

支払 E: 250

支払 F: 100—午後 4 時までに決済すべき支払

銀行は 300 単位のコルレス銀行口座残高及び 500 単位のクレジットライン(うち 300 単位は無担保・アンコミライン)を有する。

A (i). 日中流動性の利用の日次最大値

最も大きい負の累積ネットポジション: 550 単位

最も大きい正の累積ネットポジション: 200 単位

A (ii). 営業開始時に利用可能な日中流動性

コルレス銀行口座残高 300 単位+クレジットライン 500 単位(うち 300 単位の無担保・アンコミライン)=**800 単位**

A (iii). 資金受払の総額

支払総額: $450+100+200+300+250+100=$ 1400 単位

受取総額: $200+400+300+350+150=$ 1400 単位

A (iv). 時限性のある決済債務

$200+100=$ 300 単位

付録 2
日中流動性モニタリングの報告書式例

表 A
直接参加者

報告月				
大口決済システムの名称				
A(i) 日中流動性の利用の日次最大値	最大値	2位	3位	平均
1. 最も大きな正の累積ネットポジション				
2. 最も大きな負の累積ネットポジション				
A(ii) 営業開始時に利用可能な日中流動性	最小値	2位	3位	平均
合計				
うち				
1. 中央銀行準備預金				
2. 中央銀行に差し入れている担保				
3. 周辺システムに差し入れている担保				
4. バランスシート上の処分制約のない流動資産				
5. 利用可能なクレジットライン総額 ²⁶				
5a. うち、担保保全分				
5b. うち、コミットメント付きのもの				
6. 他の銀行に預けている残高				
7. その他				
A(iii) 資金受払の総額	最大値	2位	3位	平均
1. 支払の総額				
2. 受取の総額				
A(iv) 時限性のある決済債務	最大値	2位	3位	平均
1. 時限性のある決済債務の総額				
C(i) 日中の決済進捗(%)	平均	--	--	---
1. 8時時点		---	---	---
2. 9時時点		---	---	---
3. 10時時点		---	---	---
4. 11時時点		---	---	---
5. 12時時点		---	---	---

²⁶ アンコミ、無担保を含む全ての利用可能なクレジットライン。

6. 13 時時点		---	---	---
7. 14 時時点		---	---	---
8. 15 時時点		---	---	---
9. 16 時時点		---	---	---
10. 17 時時点		---	---	---
11. 18 時時点		---	---	---

表 B
コルレス銀行利用行

報告月				
コルレス銀行の名称				
A(i) 日中流動性の利用の日次最大値	最大値	2 位	3 位	平均
1. 最も大きな正の累積ネットポジション				
2. 最も大きな負の累積ネットポジション				
A(ii) 営業開始時に利用可能な日中流動性	最小値	2 位	3 位	平均
合計				
うち				
1. コルレス銀行に預けている残高				
2. コルレス銀行から供与されているクレジットライン ²⁷				
2a. うち、担保保全分				
2b. うち、コミットメント付きのもの				
3. コルレス銀行に差し入れている担保				
4. 中央銀行に差し入れている担保				
5. バランスシート上の処分制約のない流動資産				
6. 中央銀行準備預金				
7. 他の銀行に預けている残高				
8. その他				
A(iii) 資金受払の総額	最大値	2 位	3 位	平均
1. 支払の総額				
2. 受取の総額				
A(iv) 時限性のある決済債務	最大値	2 位	3 位	平均
1. 時限性のある決済債務の総額				

²⁷ 脚注 26 参照。

表 C
 コルレス銀行サービスを提供している銀行

報告月				
B (i) 顧客銀行に代わって決済する支払額	最大値	2 位	3 位	平均
1. 顧客銀行に代わって決済する支払の総額				
B (ii) 顧客に供与している日中クレジットライン	最大値	2 位	3 位	---
1. 顧客に供与している日中クレジットラインの総額 ²⁸				---
1a. うち、担保保全分				---
1b. うち、コミットメント付きのもの				---
1c. うち、最大利用額				---

²⁸ 脚注 26 参照。

付録3 指標の組み合わせ

以下は、銀行の日中流動性リスクに対する強靭性を評価するために、監督当局が指標を組み合わせて利用する一例である。

(1) 資金受払の総額及び営業開始時に利用可能な日中流動性と、時限性のある決済債務との関係

銀行の支払活動のうち時限性のある支払が多くを占める場合、銀行の支払フローの管理によって予期せぬショックに対処する際の自由度は低下する。とりわけ、営業開始時に利用可能な日中流動性の額が概して少ないときには、その傾向が強まる。そうした状況では、監督当局は、銀行が十分なリスク管理計画を導入すること、または、リスク削減のために処分制約のない資産をより多く保有することを期待する。

(2) 日中ストレスが銀行の日中流動性の利用に与える影響と、営業開始時に利用可能な日中流動性との関係

日中流動性ストレスが銀行の日中流動性の利用に与える影響が、営業開始時に利用可能な日中流動性との対比で大きい場合、銀行がストレス時に適時に支払うことが難しくなる可能性が示唆される。

(3) 日中流動性の利用の日次最大値、営業開始時に利用可能な日中流動性、時限性のある決済債務の関係

銀行が時限性のある決済債務を時限通り履行しなかった場合、これは他の銀行に重大な影響を与え得る。銀行の日中流動性の利用が大きく、営業開始時に利用可能な日中流動性の最小額がゼロに近いことが示された場合、支払フローを管理するための流動資産の保有が不十分であることが示唆される。

(4) 資金受払の総額とコルレス銀行業務の顧客に代わって決済する支払額との関係

銀行の支払の多くが、顧客代理のコルレス銀行としての支払である場合、顧客に供与したクレジットラインの形態によっては、当該コルレス銀行は顧客が受けているストレスに対してより脆弱となり得る。監督当局においては、銀行がこのリスクをどのように軽減しているかを確認することが望まれる。

(5) 日中の決済進捗と日中流動性の利用との関係

銀行が支払タイミングを後ずらし始め、これによって(最も大きい正の累積ネットポジションによって計測される)流動性利用額が減少している場合、監督当局においては、

銀行が日中流動性の利用額を減少させるために支払を遅らせるという意図的な決定をしたかどうかを確認することが望まれる。このような銀行行動の変化は、LVPS の他の参加者に対する潜在的な波及効果を考慮すれば、オーバーサイト主体にとっても関心事項であると考えられる。